

# 豊明市道路掘削跡復旧構造図

a: 掘削幅 b: 影響幅 単位:(mm)

一般舗装道路 ( 1 )	一般舗装道路・幹線道路 ( 2 )	都市計画道路 ( B交通 )	一般舗装道路 (コンクリート舗装)	歩道
仮舗装復旧(短期、長期)	歩道乗入れ(コンクリート舗装)	特殊歩道舗装	特殊歩道舗装(乗入れ)	未舗装道路
( )有:舗装復旧1ヶ月未満 ( )無:舗装復旧1ヶ月以上	( )有:大型車 ( )無:普通車	( )有:大型車 ( )無:普通車	( )有:大型車 ( )無:普通車	( )有:大型車 ( )無:普通車

**注意事項**

1. 平均車道幅員が4.0m以下で、大型車両の通行が通常ない一般舗装道路の場合は、「一般舗装道路( 1 )」を適用する。
2. 平均車道幅員が4.0mを超える一般舗装道路、幹線道路及び埋設管の土被りが1.5mを超える場合は、「一般舗装道路・幹線道路( 2 )」を適用する。
3. 各戸引込管及び道路横断の舗装復旧構造は、「一般舗装道路・幹線道路( 2 )」以上の構造とする。
4. 影響幅は、掘削部分の端から片側0.3mを標準とし、舗装復旧前に道路管理者と立会いにて決定する。なお、舗装新設後1年未満の場合は、全面舗装復旧とする。
5. 埋戻土の材料は、砂又は同等品以上の材料を使用すること。
6. アスファルト舗装の場合は、舗装前に必ず路盤面に乳材(プライムコート)を散布し、舗装厚が二層以上になるときは、各層毎に乳材(タックコート)を散布すること。
7. コンクリート舗装の場合は、舗装前に必ず路盤面に路盤紙を敷き、コンクリート内(厚さの1/2)に舗装用金網を挿入し、舗装切断線には目地材を入れること。